

## 建設業退職金共済制度に係る掛金収納確認マニュアル

建設業退職金共済制度については、現在千葉県では、入札参加資格申請の際に当該組合への加入を条件の一つに加えるとともに設計金額の積算制度の促進掛金相当額を現場管理費に計上する等、共済制度の促進を図っているところであるが、事業執行担当部局の長は、市長が発注する建設工事において、この制度の履行確保を図るため契約ごとに共済組合掛金の収納実績の確認を行うものとする。

### 1 掛金収納確認方法

事業執行担当部局の長（以下「事業担当」という。）は、1件500万円以上の工事請負契約を締結した場合には、工事を発注した建設業者（以下「受注業者」という。）から建設業退職金共済組合の発注官公庁用掛金収納書（起業者用）を貼付した建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を工事契約締結後1ヶ月以内に提出させ、確認するものとする。

なお、証紙購入状況を把握するため必要があると認められるときは、受注業者に対し関係資料の提出を求めることができる。

### 2 標識の表示

現場事務所及び工事現場の出入り口等の見やすい場所に「建設業退職金共済制度適用事業主現場標識」（シール）を掲示するものとする。

### 3 下請業者への現物支給

事業担当は、受注業者が工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注業者に対し次の各号を指導するものとする。

- (1) 下請代金に応じた共済証紙の現物支給又は掛金相当額の下請代金への算入
- (2) 下請業者の共済組合への加入及び証紙の購入、貼付の促進に努めること。

### 4 証紙の購入額

工事の請負金額についての退職金共済組合証紙の購入額は、工事の種類により必要な購入額に増減はあるが、建築工事にあつては契約金額の1,000分の2.5（電気・電気通信設備工事については、工事の内据付工事費の1,000分の2.5）相当額、土木工事にあつては1,000分の3.5相当額を標準とする。

なお、工事の一部を下請業者に施工させる場合には、受注業者と下請け業者の証紙購入額を合算するものとする。

## 5 指導

事業担当は、500万円未満の工事についても、受注業者が証紙の購入に努めるよう指導するものとする。

## 6 措置

500万円以上の工事について理由なくして建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を期限内に提出しないか又は証紙を購入しない受注業者については、建設業許可行政庁に通知し、指名等競争入札或いは随意契約等に市長が発注する建設工事において、考慮する場合もあるものとする。

## 7 通知

本制度について建設業への通知は、現場説明等の際に「建設業退職金共済制度に係る掛金収納の確認について」により入札条件提示として行うものとする。

## 8 消費税

証紙購入額の契約金額は、消費税及び地方消費税を込みの金額として実施するものとする。

### 附 則

(施行期日)

このマニュアルは、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

(施行期日)

このマニュアルは、平成15年7月1日から施行する。